

兵庫県公報

平成28年12月6日 火曜日 第2856号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区営土地改良事業の計画変更の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 土地改良事業の工事完了の届出（同）	4
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	5
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 道路の供用開始（同）	8
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	8
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	9
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	10
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	10
○ 随意契約の相手方等の公示（同）	11
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（砂防課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	12
○ 同 上（同）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	19
企業庁公告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い	20
病院局告示	
○ 料金の収納事務の委託	21
○ 同 上	21
○ 同 上	22
○ 同 上	23
○ 同 上	24
○ 同 上	25

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 …………… 25

告 示

兵庫県告示第1018号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町の区域を除く。）、三木市吉川町、高砂市、加西市、篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、猪名川町、香美町及び新温泉町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター内
一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市	平成29年10月31日（火）から同年11月30日（木）までの期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
芦屋市	平成29年10月10日（火）から同月27日（金）までの期間で別に通知する期日	
豊岡市	平成29年5月9日（火）から同年6月29日（木）までの期間で別に通知する期日	
西脇市 （黒田庄町の区域を除く。）	平成30年1月23日（火）から同年2月2日（金）までの期間で別に通知する期日	
三木市吉川町	平成29年6月13日（火）から同月16日（金）までの期間で別に通知する期日	
高砂市	平成30年1月16日（火）から同年2月9日（金）までの期間で別に通知する期日	
加西市	平成29年7月18日（火）から同年8月4日（金）までの期間で別に通知する期日	
篠山市	平成29年9月5日（火）から同年10月4日（水）までの期間で別に通知する期日	
養父市	平成29年6月20日（火）から同年7月7日（金）までの期間で別に通知する期日	
南あわじ市	平成29年11月20日（月）から同年12月15日（金）までの期間で別に通知する期日	
淡路市	平成29年10月10日（火）から同年11月16日（木）までの期間で別に通知する期日	
猪名川町	平成29年7月11日（火）から同月14日（金）までの期間で別に通知する期日	

香美町	平成29年5月9日(火)から同年6月1日(木)までの期間で別に通知する期日
新温泉町	平成29年4月10日(月)から同月20日(木)までの期間で別に通知する期日

注：土曜日、日曜日及び祝日を除く。



兵庫県告示第1019号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

山中土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	黒田 俣 崇	加古川市志方町山中125番地
同	三村 達 生	同 市志方町山中185番地
同	長谷川 力	同 市志方町山中156番地の1
同	黒田 實	同 市志方町山中110番地の2
同	黒田 豊 志	同 市志方町山中96番地
監事	大村 尚	同 市志方町山中139番地の3
同	小原 正 則	同 市志方町山中278番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	黒田 俣 崇	加古川市志方町山中125番地
同	三村 達 生	同 市志方町山中185番地
同	長谷川 力	同 市志方町山中156番地の1
同	黒田 實	同 市志方町山中110番地の2
同	黒田 豊 志	同 市志方町山中96番地
監事	大村 尚	同 市志方町山中139番地の3
同	小原 正 則	同 市志方町山中278番地の1



兵庫県告示第1020号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、平成28年11月21日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
加古川市東部土地改良区	経営体育成基盤整備事業により造成・改修された土地改良施設の維持管理事業	加古川市東部地区	平成28年12月6日から同月26日まで	加古川市役所



兵庫県告示第1021号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業主体	事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
上村中村土地改良事業 共同施行	非補助土地改良事業	上村中村	豊岡市出石町上村、中村	平成13. 8. 18	平成17. 3. 31	
新温泉町	土地改良総合整備事業 (新生産調整推進型)	古市用土	新温泉町古市、用土	平成8. 3. 27	平成8. 11. 21	区画整理
同 上	中山間地域総合整備事業	浜坂(和田水路)	新温泉町二日市、福富、田君、久斗山、奥町、和田、三谷、青野	平成20. 4. 1	平成22. 6. 1	
同 上	同 上	同上(田君用水施設)	同 上	同 上	平成22. 5. 27	
同 上	同 上	同上(奥町1水路)	同 上	同 上	平成22. 6. 1	
同 上	同 上	同上(奥町2水路)	同 上	同 上	平成22. 7. 1	
同 上	同 上	同上(奥町3用水施設)	同 上	同 上	平成22. 6. 1	
同 上	同 上	同上(久斗山1水路)	同 上	同 上	平成22. 7. 7	
同 上	同 上	同上(久斗山2水路)	同 上	同 上	平成22. 6. 25	
同 上	同 上	同上(古市農道)	新温泉町田井、和田、二日市、古市、正法庵、辺地	同 上	平成21. 7. 21	
同 上	同 上	同上(正法庵農道)	同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同上(和田1号線)	同 上	同 上	平成21. 10. 2	
同 上	同 上	同上(二日市1・2号線)	同 上	同 上	平成23. 3. 30	
同 上	同 上	同上(藤尾ほ場整備第1工区)	新温泉町藤尾	同 上	平成22. 3. 29	

同 上	同 上	同上(第2工区)	同 上	同 上	同 上	
同 上	同 上	同上(第3工区)	同 上	同 上	同 上	



兵庫県告示第1022号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農村地域防災減災事業 (地震対策ため池防災工事)	神戸北(上わらど池)	神戸市北区八多町附物	平成25. 9. 20	平成28. 3. 15	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	内町池	神戸市西区押部谷町和田	平成22. 9. 21	平成28. 3. 15	
農村災害対策整備事業 (総合整備事業)	神戸西(上津橋大池)	神戸市西区平野町中津	平成23. 12. 21	平成28. 2. 19	
農村地域防災減災事業 (ため池整備事業)	裏池	加西市牛居町	平成25. 11. 21	平成28. 3. 31	
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	岡本奥ノ池	加東市岡本	平成24. 8. 9	平成27. 3. 27	
震災対策農業水利施設 整備事業	下り藤池	加東市山国	平成25. 10. 21	平成28. 3. 28	
農業体質強化基盤整備促進事業	ささの	たつの市新宮町下笹	平成24. 12. 14	平成25. 3. 29	暗渠排水工



兵庫県告示第1023号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市法花寺字杉ノ戸451の2、451の4
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1024号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市法花寺字杉ノ戸451の3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1025号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、法務省神戸地方方法務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間
平成28年11月8日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域
明石市朝霧南町一丁目、朝霧南町二丁目（平成23年に土地区画整理による換地処分が実施された区域を除く。）、朝霧南町三丁目及び朝霧東町三丁目地内



兵庫県告示第1026号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
平成28年10月31日から平成29年2月28日まで

3 作業地域

相生市若狭野町野々、鶴亀、上松及び八洞



兵庫県告示第1027号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

平成28年10月19日から平成29年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市の一部



兵庫県告示第1028号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、稲美町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル500））

2 作業期間

平成28年11月1日から平成29年3月31日まで

3 作業地域

稲美町全域



兵庫県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年12月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月6日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	姫路市の形町の形字奥浜1768番74から 同 市の形町の形字奥浜1768番23まで	旧	7.0から 7.0まで	35.0	
		新	8.0から 8.0まで	35.0	



兵庫県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年12月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月 6 日から 2 週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 木 宍 粟 線	姫路市夢前町前之庄字椋ヶ本1044番 1 から 同 市夢前町前之庄字椋ヶ本1057番 1 まで	旧	11.0から 14.0まで	38.0	
		新	11.0から 15.0まで	38.0	



兵庫県告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、平成28年12月 6 日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年12月 6 日から 2 週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 三 木 宍 粟 線	姫路市夢前町勘野字東田133番から 同 市夢前町勘野字東田162番 1 まで	旧	8.0から 15.0まで	186.0	一部 予定地
		新	10.0から 16.0まで	185.0	



兵庫県告示第1032号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

平成28年12月 6 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
 商号又は名称 株式会社ヤタナカオ
 代表者氏名 熊 澤 紀 文
 事務所所在地 神戸市中央区元町通三丁目 4 番 5 号
 免 許 番 号 兵庫県知事（7）第8924号
 免 許 年 月 日 平成23年11月16日
- 2 処分の内容
 免許の取消し



兵庫県告示第1033号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計

画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画の種類及び名称

中播都市計画道路

3.4.19号新宮中央線ほか3路線

2 都市計画を変更する土地の区域

たつの市新宮町新宮字西町、字新田山下及び字裏町並びに井野原字畑田上、字當元、字砂原、字高田、字繁昌、字中泓、字石那田及び字越前並びに龍野町北龍野字坂、揖西町小神字辻ノ堂、中垣内字景雲寺、字重蓮寺、字東垣内、字恩徳寺垣内及び字前田並びに新清水字浄證寺垣内及び字池ノ下並びに新宮字火ノ坪、字千條寺、字カケウシ、字堂ノ下、下タノ川、字奥田及び字胡麻谷並びに小犬丸字奥山、字津原及び字遠殿脇並びに北沢字池ノ上、字西ノ前、字惣田、字西ヶ坪及び字大橋並びに長尾字樋本、字向イ及び字出合

3 都市計画の案の縦覧期間

平成28年12月6日から同月20日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及びたつの市都市建設部都市計画課



兵庫県告示第1034号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画の種類及び名称

西播都市計画道路

3.4.24号新田鷗和線

2 都市計画を変更する土地の区域

赤穂市新田字釜家後、字大中嶋、字小中嶋、字十五ノ前、字大地頭及び字中筋並びに折方字天神山、鷗和字天神、字寝猫、字古濱、字前田、字苗座、字野々内及び字丸山

3 都市計画の案の縦覧期間

平成28年12月6日から同月20日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び赤穂市建設経済部都市整備課



兵庫県告示第1035号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 稲美町国安土地区画整理組合
事務所の所在地 加古郡稲美町国安1150番地の1
設立認可の年月日 平成13年8月24日

2 届出の内容

	氏 名	住 所
理 事 長	藤 田 佳 恒	加古郡稲美町国安110番地の3
副理事長	藤 田 毅	同 郡同 町国安444番地の2
同	政 平 要	同 郡同 町国安1062番地の4
理 事	上 塚 吉 宏	同 郡同 町国安93番地
同	中 山 倉 八 郎	同 郡同 町国安360番地
同	長谷川 良 司	同 郡同 町国岡2丁目1番地の2
同	開 博 幸	同 郡同 町国安1069番地の1
同	福 浦 崇 志	同 郡同 町国安1141番地の9
同	藤 田 雅 敏	同 郡同 町国安453番地
同	藤 田 宗 弘	高砂市美保里25番46号
同	松 尾 寿 士	加古郡稲美町国安309番地



兵庫県告示第1036号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成28年12月6日

北播磨県民局長 貝 塚 史 利

- 1 重要調整池の所在地
多可郡多可町中区西安田458—9ほか
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 所有者の名称
多可町安田郷メガソーラー発電合同会社
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
東京都千代田区永田町二丁目10番3号
 - (3) 代表者の氏名
荻 野 広 明

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
船舶	A292584	平成30年3月31日	洲本市	淡路県民局	平成28年10月31日

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
20 リットル 券	船舶	H11 6402050 ～ H11 6402054	平成29年 4月16日	5	洲本市栄町1丁目1番17号 富士吉田石油株式会社 洲本給油所	淡路 県民局	平成28年 10月31日

~~~~~

### 随意契約の相手方等の公示

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成28年12月6日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
税務システム運用・保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年9月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気(株)神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
207,249,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び第13条第1項(c)による。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第967号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案
銀山新町(4)Ⅱ(130000156)の項中別図252、銀山大口(2)Ⅲ(130000165)の項中別図261、露ヶ谷Ⅲ(130000201)の項中別図327、猪淵Ⅰ(130000213)の項中別図353、銀山谷ⅠⅡ(230000099)の項中別図267、銀山谷ⅡⅡ(230000100)の項中別図268、柏梨田南谷Ⅰ(230000139)の項中別図350、高塚山西谷Ⅱ(230000140)の項中別図351、肝川支川Ⅱ(230000142)の項中別図370を改める。
(これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
平成28年12月14日から同月28日まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び猪名川町役場
- 4 意見書に関する事項
(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成28年12月28日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月27日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第213号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

室尾(1)Ⅱ(126020036)の項中別図36、宮Ⅰ(226020043)の項中別図172を改める。

(これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成28年12月14日から同月28日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局 養父土木事務所 河川砂防課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成28年12月28日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月27日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
屏風浦Ⅰ (130000142)	川辺郡猪名川町北田原（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
北野道東Ⅰ (130000143)	川辺郡猪名川町北野（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
銀山三丁目Ⅰ (130000144)	川辺郡猪名川町銀山（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
白金(1)Ⅰ (130000145)	川辺郡猪名川町白金二丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
白金(2)Ⅰ (130000146)	川辺郡猪名川町白金二丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
掛ヶ坂Ⅱ (130000147)	川辺郡猪名川町北田原（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
北田原宮ノ西Ⅱ (130000148)	川辺郡猪名川町北田原（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北田原東畑Ⅱ (130000149)	川辺郡猪名川町北田原（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北田原谷口Ⅱ (130000150)	川辺郡猪名川町北田原（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
寺前Ⅱ (130000151)	川辺郡猪名川町南田原（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
北野南垣内Ⅱ (130000152)	川辺郡猪名川町北野（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
銀山新町(3)Ⅱ (130000155)	川辺郡猪名川町銀山（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
銀山新町(4)Ⅱ (130000156)	川辺郡猪名川町銀山（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
銀山本町(1)Ⅱ (130000157)	川辺郡猪名川町銀山（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
銀山笹原(1)Ⅱ (130000159)	川辺郡猪名川町銀山（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
銀山笹原(2)Ⅱ (130000160)	川辺郡猪名川町銀山（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
掛ヶ坂Ⅲ (130000161)	川辺郡猪名川町北田原（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
銀山本町Ⅲ (130000163)	川辺郡猪名川町銀山（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

銀山大口(1)Ⅲ (130000164)	川辺郡猪名川町銀山(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
銀山大口(2)Ⅲ (130000165)	川辺郡猪名川町銀山(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
神ノ子辻(2)Ⅲ (130000167)	川辺郡猪名川町広根(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
神ノ子辻(3)Ⅲ (130000168)	川辺郡猪名川町広根(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
伏見台(2)Ⅰ (130000196)	川辺郡猪名川町伏見台四丁目 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
伏見台(1)Ⅰ (130000197)	川辺郡猪名川町伏見台三丁目 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
内馬場東垣内Ⅰ (130000198)	川辺郡猪名川町内馬場(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
内馬場東垣内Ⅱ (130000199)	川辺郡猪名川町内馬場(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
伏見台Ⅲ (130000200)	川辺郡猪名川町伏見台四丁目 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
露ヶ谷Ⅲ (130000201)	川辺郡猪名川町内馬場(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
若葉(1)Ⅰ (130000202)	川辺郡猪名川町広根(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
若葉(2)Ⅰ (130000203)	川辺郡猪名川町広根(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
上野Ⅰ (130000204)	川辺郡猪名川町上野(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
飛詰Ⅱ (130000206)	川辺郡猪名川町広根(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
火打山Ⅱ (130000207)	川辺郡猪名川町伏見台四丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
柏梨田高関Ⅱ (130000209)	川辺郡猪名川町柏梨田(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
釜床Ⅱ (130000210)	川辺郡猪名川町上野(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
奥ノ谷捨Ⅲ (130000211)	川辺郡猪名川町広根(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
堂ノ本Ⅲ (130000212)	川辺郡猪名川町上野(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
猪淵Ⅰ (130000213)	川辺郡猪名川町猪淵(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

つつじが丘Ⅰ (130000214)	川辺郡猪名川町つつじが丘一丁目（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
肝川西ノ前Ⅰ (130000216)	川辺郡猪名川町肝川（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
下天田Ⅱ (130000217)	川辺郡猪名川町肝川（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
六石山Ⅱ (130000219)	川辺郡猪名川町差組（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
人石Ⅱ (130000220)	川辺郡猪名川町肝川（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
畔田Ⅱ (130000221)	川辺郡猪名川町肝川（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
堂ノ向井Ⅱ (130000222)	川辺郡猪名川町肝川（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
川端Ⅱ (130000223)	川辺郡猪名川町肝川（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
北田原谷Ⅱ (230000098)	川辺郡猪名川町北田原（別図47のとおり）	土石流	別図47のとおり
銀山谷1Ⅱ (230000099)	川辺郡猪名川町銀山（別図48のとおり）	土石流	別図48のとおり
銀山谷2Ⅱ (230000100)	川辺郡猪名川町銀山（別図49のとおり）	土石流	別図49のとおり
銀山谷4Ⅱ (230000102)	川辺郡猪名川町銀山（別図50のとおり）	土石流	別図50のとおり
銀山谷5Ⅱ (230000103)	川辺郡猪名川町銀山（別図51のとおり）	土石流	別図51のとおり
銀山川支川Ⅱ (230000105)	川辺郡猪名川町銀山（別図52のとおり）	土石流	別図52のとおり
柏梨田南谷Ⅰ (230000139)	川辺郡猪名川町上野（別図53のとおり）	土石流	別図53のとおり
高塚山西谷Ⅱ (230000140)	川辺郡猪名川町紫合（別図54のとおり）	土石流	別図54のとおり
上野谷Ⅱ (230000141)	川辺郡猪名川町上野（別図55のとおり）	土石流	別図55のとおり
肝川支川Ⅱ (230000142)	川辺郡猪名川町肝川（別図56のとおり）	土石流	別図56のとおり
岩根山西谷Ⅱ (230000144)	川辺郡猪名川町差組（別図57のとおり）	土石流	別図57のとおり

（別図1から別図57までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成28年12月14日から同月28日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び猪名川町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成28年12月28日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月27日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年12月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
竹ノ内 I (126020001)	朝来市和田山町竹ノ内（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
和田(2) I (126020003)	朝来市和田山町竹ノ内（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
竹ノ内(2) II (126020004)	朝来市和田山町竹ノ内（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
竹ノ内(3) II (126020005)	朝来市和田山町竹ノ内（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
竹ノ内(5) II (126020007)	朝来市和田山町竹ノ内（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
朝日(急) I (126020008)	朝来市和田山町朝日（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
朝日(2) II (126020010)	朝来市和田山町朝日（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
朝日(3) II (126020011)	朝来市和田山町朝日（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
朝日(4) II (126020012)	朝来市和田山町朝日（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

内海(1) I (126020013)	朝来市和田山町内海 (別図10の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおりの
内海(1) II (126020015)	朝来市和田山町内海 (別図11の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおりの
内海(2) II (126020016)	朝来市和田山町内海 (別図12の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおりの
内海(3) II (126020017)	朝来市和田山町内海 (別図13の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおりの
内海(4) II (126020018)	朝来市和田山町内海 (別図14の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおりの
内海(5) II (126020019)	朝来市和田山町内海 (別図15の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおりの
内海(6) II (126020020)	朝来市和田山町内海 (別図16の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおりの
内海(7) II (126020021)	朝来市和田山町内海 (別図17の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおりの
和田(3) I (126020022)	朝来市和田山町和田 (別図18の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおりの
和田(4) I (126020023)	朝来市和田山町和田 (別図19の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおりの
竹ノ内(1) II (126020024)	朝来市和田山町竹ノ内 (別図20 のとおりの)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおりの
市場(1) I (126020025)	朝来市和田山町市場 (別図21の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおりの
和田 II (126020026)	朝来市和田山町市場 (別図22の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおりの
市場 II (126020027)	朝来市和田山町市場 (別図23の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおりの
高生田(1) I (126020028)	朝来市和田山町高生田 (別図24 のとおりの)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおりの
市場(2) I (126020029)	朝来市和田山町高生田 (別図25 のとおりの)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおりの
寺内(1) I (126020031)	朝来市和田山町寺内 (別図26の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおりの
寺内(2) I (126020032)	朝来市和田山町寺内 (別図27の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおりの
内海(6) I (126020034)	朝来市和田山町林垣 (別図28の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおりの
室尾 I (126020035)	朝来市和田山町室尾 (別図29の とおりの)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおりの

室尾(1)Ⅱ (126020036)	朝来市和田山町室尾（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
室尾(2)Ⅱ (126020037)	朝来市和田山町室尾（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
室尾(3)Ⅱ (126020038)	朝来市和田山町室尾（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
稲葉台(1)Ⅰ (126020039)	朝来市和田山町秋葉台（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
稲葉台(2)Ⅰ (126020040)	朝来市和田山町秋葉台（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
稲葉台(3)Ⅰ (126020041)	朝来市和田山町秋葉台（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
稲葉台(1)Ⅱ (126020044)	朝来市和田山町秋葉台（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
岡田(1)Ⅱ (126020048)	朝来市和田山町岡田（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
岡田(3)Ⅱ (126020051)	朝来市和田山町野村（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
東和田Ⅱ (126020055)	朝来市和田山町東和田（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
宮Ⅰ (126020056)	朝来市和田山町宮（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
宮(1)Ⅱ (126020057)	朝来市和田山町宮（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
宮(2)Ⅱ (126020058)	朝来市和田山町宮（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
白井Ⅰ (126020059)	朝来市和田山町白井（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
白井Ⅱ (126020060)	朝来市和田山町白井（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
久田和(1)Ⅱ (126020061)	朝来市和田山町久田和（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
久田和(2)Ⅱ (126020062)	朝来市和田山町久田和（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
船川Ⅰ (226020003)	朝来市和田山町竹ノ内（別図47のとおり）	土石流	別図47のとおり
瀧谷川Ⅰ (226020008)	朝来市和田山町竹ノ内（別図48のとおり）	土石流	別図48のとおり
ワラゴ谷川Ⅰ (226020009)	朝来市和田山町内海（別図49のとおり）	土石流	別図49のとおり

兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1－4号（28南あわじ）

企 業 庁 公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月6日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	明石市朝霧東町2丁目780番11	259.29	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁総務課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ

(2) 配布期間及び申込期間

平成28年12月6日（火）から同月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号1

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成28年12月22日（木）午前11時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企業庁総務課

電話 (078) 341-7711 内線5419

病 院 局 告 示

兵庫県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立尼崎総合医療センターの医事業務における料金収納事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

株式会社ニチイ学館

3 委託の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで



兵庫県病院局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立西宮病院の医事業務における料金収納事務

- 2 委託した相手方の所在地及び名称
東京都千代田区神田佐久間町3丁目2番地
株式会社ソラスト
- 3 委託の期間
平成26年10月1日から平成30年3月31日まで



兵庫県病院局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立こども病院の医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号
株式会社ソラスト神戸支社
- 3 委託の期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで



兵庫県病院局告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立がんセンターの医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 3 委託の期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで



兵庫県病院局告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立姫路循環器病センターの医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
株式会社ニチイ学館
- 3 委託の期間
平成24年10月1日から平成29年9月30日まで



兵庫県病院局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立尼崎総合医療センターの駐車場管理業務における料金徴収事務

- 2 委託した相手方の所在地及び名称
兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
- 3 委託の期間
平成27年7月1日から平成30年6月30日まで



兵庫県病院局告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立こども病院の駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
大阪市中央区今橋4丁目1番1号
タイムズ24株式会社
- 3 委託の期間
平成28年4月1日から平成28年5月2日まで



兵庫県病院局告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立こども病院の駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
- 3 委託の期間
平成28年5月1日から平成29年3月31日まで



兵庫県病院局告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立がんセンターの駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
- 3 委託の期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで



兵庫県病院局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院、県立加古川医療センター、県立淡路医療センター、県立光風

病院、県立柏原病院、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター、県立粒子線医療センター、兵庫県災害医療センターの料金に係る未収金の徴収事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号
弁護士法人 舘野法律事務所

3 委託の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで



兵庫県病院局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成28年12月6日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

1 委託した事務の範囲

県立こども病院のファミリーハウス管理業務における料金収納事務

2 委託した相手方の所在地及び名称

大阪市中央区淡路町4丁目2番15号
株式会社パソナ

3 委託の期間

平成28年4月1日から平成28年4月30日まで

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第96号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定をしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年12月6日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石 幸雄

2 老人ホームの表明石市の項中

「

社会福祉法人 すみれ福社会 特別養護老人ホーム 松が丘すみれ園	同 市松が丘北町1074-1
---------------------------------	----------------

」

を

「

社会福祉法人 すみれ福社会 特別養護老人ホーム 松が丘すみれ園	同 市松が丘北町1074-1
J A兵庫南 ふぁーみんの里 明石	同 市二見町東二見251-1

」

に改める。